

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年1月10日

【四半期会計期間】 第57期第3四半期(自平成25年9月1日至平成25年11月30日)

【会社名】 株式会社 吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 泰貴

【本店の所在の場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ企画室長 松尾 俊幸

【最寄りの連絡場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ企画室長 松尾 俊幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第56期 第3四半期 連結累計期間	第57期 第3四半期 連結累計期間	第56期
会計期間		自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日	自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日
売上高	(百万円)	120,809	127,663	164,599
経常利益	(百万円)	1,615	1,026	2,460
四半期(当期)純損失()	(百万円)	271	276	364
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	288	83	106
純資産額	(百万円)	43,484	42,278	43,390
総資産額	(百万円)	93,643	96,926	91,338
1株当たり四半期(当期)純損失金額 ()	(円)	5.29	5.38	7.10
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	45.7	43.0	46.8

回次		第56期 第3四半期 連結会計期間	第57期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	11.43	9.76

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 当社は、平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額()を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の外食業界におきましては、企業間における顧客獲得の競争は激しさを増しており、当業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループでは、各社の成長促進に向けて、スピードのある意思決定を可能とする組織基盤を固めてまいります。また、今まで拡大してきたアジア市場を維持しつつ、中国での成長戦略の実施、米国事業の再構築に着手し、当社グループの成長の新たな原動力を育ててまいります。

そして「多様な人材を取り込み、その人材が実力を十二分に発揮できて、正当な評価を受ける」という企業文化を強化するための促進元年として、多様性を促進していくためのインフラ整備と人事交流をスタートし、あわせて長期的視点に立った人材育成のための研修・教育制度を構築してまいります。

当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、前年と比べ68億54百万円増加し、1,276億63百万円となりました。利益につきましては、原材料価格の高止まりや国内吉野家での重点的な広告宣伝費の投下の影響等から連結営業利益3億51百万円、連結経常利益10億26百万円、連結四半期純損失は2億76百万円となりました。

連結売上高	1,276億63百万円	(前年同四半期連結売上高	1,208億9百万円)
連結営業利益	3億51百万円	(前年同四半期連結営業利益	12億2百万円)
連結経常利益	10億26百万円	(前年同四半期連結経常利益	16億15百万円)
連結四半期純損失	2億76百万円	(前年同四半期連結四半期純損失	2億71百万円)

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

なお、当第3四半期連結会計期間より、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を変更しており、以下の前年同四半期との比較については、前年同四半期の数値を変更後の測定方法に基づき作成した数値で比較しております。報告セグメントの測定方法の変更の詳細につきましてはP20「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご覧ください。

国内吉野家

国内吉野家は、前期に引き続き、「価値創り」「環境創り」「構造創り」を実践してまいります。「価値創り」とは魅力ある商品とサービスの創造、「環境創り」は、お客様がより利用しやすい店舗レイアウト創りや出店戦略を推し進めます。そして「構造創り」によって、構造をリセットし、新しいコスト構造を構築してまいります。今年4月には吉野家の大切にしている価値観である「うまい、やすい、はやい」を実践し、入客数と売上増加に向けて、牛丼を平成16年の販売休止時と同じ価格に改定するとともに「吉野家史上最高のうまさへ」の訴求に向け、全国規模での販売促進活動を行いました。9月には「焼き」にこだわった大判の豚ロースを使用した「ロース豚丼十勝仕立て」、10月には並盛のごはんに牛丼大盛の具をのせた「アタマの大盛」を発売いたしました。また、小盛の牛丼と選べる3種のサラダを組み合わせた「コモサラダセット」の発売も行いました。今後も中長期的な吉野家の新しい価値の創造を目指した商品創りを行ってまいります。また、新たな店舗モデルを実現するための「環境創り」につきましても、今後、郊外店舗はドライブスルーを設置し、家族連れや女性客での利用を考えた店舗・設備の開発を続けてまいります。

これらの活動の結果、当第3四半期連結累計期間においては、売上高は680億53百万円と増加したものの、主要原材料の高止まりや、重点的に広告宣伝費を投下した結果、セグメント利益は13億13百万円となりました。店舗数は、21店舗を出店し、24店舗を閉鎖した結果、1,190店舗となりました。

国内吉野家売上高	680億53百万円（前年同四半期	売上高	648億88百万円）
国内吉野家セグメント利益	13億13百万円（前年同四半期	セグメント利益	20億8百万円）

海外吉野家

海外吉野家は、中国を中心とした出店が引き続き順調に推移し、売上高は92億62百万円、セグメント利益は1億99百万円となりました。

店舗数は、中国大陸40店舗（上海1店舗、福建2店舗、深圳2店舗、北京27店舗、遼寧6店舗、内モンゴル1店舗、黒龍江・吉林1店舗）、香港1店舗、台湾2店舗、シンガポール2店舗、インドネシア4店舗、タイ8店舗、米国7店舗を開店いたしました。合計64店舗を出店し、12店舗を閉鎖した結果、629店舗となりました。

海外吉野家売上高	92億62百万円（前年同四半期	売上高	74億18百万円）
海外吉野家セグメント利益	1億99百万円（前年同四半期	セグメント利益	1億25百万円）

京樽

京樽は、「お客様を一番に考え行動します」をテーマに据え、接客・販売力の強化、QSC（品質・サービス・清潔さ）の維持向上、そして「和食」文化の継承伝播に積極的に取り組みます。また、現場力のさらなる強化を目的にフィールドトレーニング室を3月に新設し、真にお客様に向けた営業体制を確立してまいります。テイクアウト事業では主力商品である茶きん鮓や箱鮓などの上方鮓をさらにおいしく改良し、また中巻99円セールを定期的に変更しました。回転鮓事業では、より気軽に注文していただき、「鮓」をスピーディに提供するため、特急レーンやタッチパネルオーダーシステムを駆使したタイプの店舗を中心に出店することで、新たな価値を創造してまいります。

これらの結果、売上高は175億38百万円、セグメント損失は98百万円となりました。店舗数は、20店舗を出店し、16店舗を閉鎖した結果、334店舗となりました。

京樽売上高	175億38百万円（前年同四半期	売上高	180億88百万円）
京樽セグメント損失	98百万円（前年同四半期	セグメント損失	39百万円）

どん

どんは、国内事業活性化をテーマに全業態で「肉（29）の日」のキャンペーンを継続し、更なる集客の強化を図ってまいりました。「ステーキのどん」では、10月よりステーキ食べ放題選手権「第2回どんキング決定戦」をスタートさせ、“食事の楽しさ”を提供し、「フォルクス」では前期からの老朽化店舗の改装による集客、新規顧客開拓を継続いたしました。「どん亭」では、寿司・そばを全店に導入することでしゃぶしゃぶ業態の活性化を図りました。

また、事業成長戦略として、ネットショップでの「外販事業の拡大」と、経営課題克服への重要課題として、階層別研修による「人材育成」に取り組みました。

これらの結果、売上高163億30百万円、セグメント利益1億49百万円となりました。店舗数は、5店舗を出店し、1店舗を閉鎖した結果、176店舗となりました。

どん売上高	163億30百万円	（前年同四半期 売上高	152億2百万円）
どんセグメント利益	1億49百万円	（前年同四半期 セグメント損失	31百万円）

はなまる

はなまるは、健康をテーマとした「はなまる」しか作れない素材開発を継続して行い、4月からうどんメニューに使っている麺を、すべて食物繊維を練り込んだ麺に切り替えました。6月からは吸油率を47%カット（従来比）した「ヘルシーかきあげ」の販売もスタートいたしました。また、11月には新メニュー3品を加え、全メニューの価格改定を行いました。一方、9月には東京メトロの駅構内に初出店し、今後もお客様の多様なニーズにお応えできるよう、出店を加速させていきます。

これらの結果、売上高135億81百万円、セグメント利益5億56百万円となりました。店舗数は、26店舗を出店し、16店舗を閉鎖した結果、337店舗となりました。

はなまる売上高	135億81百万円	（前年同四半期 売上高	123億56百万円）
はなまるセグメント利益	5億56百万円	（前年同四半期 セグメント利益	7億45百万円）

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ55億87百万円増加し969億26百万円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べ66億99百万円増加し546億47百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べ11億11百万円減少し422億78百万円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末比3.8ポイント減少し43.0%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記1の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 当社の企業価値向上に向けた取組み

当社の経営理念および経営体制

当社グループは、主に外食に関わる事業を展開しておりますが、当社グループの経営理念である『For the People』（すべては人々のために）には、企業活動を通じて国や地域を越えた世界中の人々のために貢献し、かけがえのない存在になりたいとの強い思いが込められており、企業は社会の公器として永続的に企業価値を高め、社会の構成員として世の中に貢献し続けていくことが重要であると考えております。それを具現化するための事業活動の指針となる6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を、当社グループ各社の役員・従業員が行動指針として共有し実践していくことで、ステークホルダーの期待に応え、信頼される企業となるべく取組んでまいります。

そのための経営体制として、純粋持株会社体制を採用し、グループの経営機能と執行機能を分離しております。当社は、より高度な専門性と情報力をもった集団として、グループを取り巻く環境変化にフレキシブルに対応できる経営戦略の策定や経営資源の最適配分を行い、事業会社では、事業活動に特化した迅速かつ機動的な業務執行を行うことで、グループ全体としてのシナジーを高め、競争力および効率性を向上させ、企業価値の最大化に努めてまいります。

グループ企業価値向上に向けた取組み

これまでの外食産業モデルと、今後30年の外食産業を取り巻く環境やお客様のニーズは異なることが予測され、我々のビジネスモデルも新しくする必要があります。それには、あらゆる視点でビジネスの再構築を図るため、中期的に以下の3点を主たる重点施策としております。

() プレゼンスの向上とクオリティアップ

お客様が当社グループに対して期待する商品価値やサービス水準等、すべての品質において、高い競争優位性を保ち続ける存在になるべく店舗運営力ならびに商品力の一層の強化を図ってまいります。

() グループ体質の更なる強化

当社が中心となり、更なるシナジーを発揮するため、事業会社各社の製造・購買および物流までの一元化を目指し、また、間接業務の集約化等、グループ機能の最適化を図ることで、グループ全体の収益性向上に取り組んでまいります。

() グローバル成長戦略

吉野家事業に加え、グループ全体で、海外事業展開を急拡大してまいります。特に成長が著しい中国をはじめとするアジア諸国に今後は一層注力し、アジアを代表する外食企業として、圧倒的なプレゼンスを確立してまいります。

当社グループは、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させるとともに、法令遵守ならびに企業倫理の重要性を認識し、社会から信頼され、尊敬される企業となるため、経営の効率性、健全性および透明性を高めることが重要な経営課題であると考えて取り組んでおります。

そのために、株主の皆様をはじめ、お客様、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係の維持・発展に努めるとともに、株主、投資家の皆様に対し、迅速かつ積極的な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

当社の取締役は、毎月開催される取締役会をはじめ、グループ全体の各種経営会議等において、活発な議論や意見交換を行っております。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、毎月1回開催されております。監査役は、毎回取締役会に出席し、適宜適切な意見を表明することで、監査役による牽制機能を果たしております。

また、当社は、執行役員制度を導入しており、代表取締役による指揮のもと、権限委譲と責任の明確化により、経営スピードを向上させる取組みを行っておりますが、取締役会がこれを選任、監督いたしております。

当社グループのリスク管理の体制といたしましては、「グループリスク管理規程」を定め、当社グループ各社の事業リスクについて、四半期単位でグループリスク管理委員会を通じて取締役会に報告がなされており、グループの全社的なリスクの把握と評価および管理を行っております。当社グループの主要な事業リスクである「食の安全」を確保する体制に関しては、専門部署を設置し、衛生管理・品質管理についての指導を店舗・工場で実施しているほか、外部検査機関による定期的な衛生点検も実施しております。

また、グループ各社の役員と従業員の行動規範の羅針盤として「グループ行動憲章」を定め、法令遵守と企業倫理の徹底を図っております。さらに、規範違反に対する従業員からの内部通報窓口

を各社ならびに当社に設け、自浄作用を高めております。

このような経営体制において、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社および当社グループの企業価値を将来にわたって最大化させることが、ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ．株式の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、平成23年5月26日開催の第54期定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を継続することを決議しております。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

ロ．本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- ・当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書および大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提出していただきます。
- ・当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- ・取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
- ・独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- ・買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- ・本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様

から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

八．本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年5月26日開催の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されます。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

前記 および の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年1月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	66,240,500	66,240,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	66,240,500	66,240,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月1日 (注)	65,578,095	66,240,500	-	10,265	-	11,139

(注) 平成25年9月1日付で普通株式1株を100株に株式分割いたしました。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 148,423		
完全議決権株式(その他)	普通株式 513,982	513,982	
単元未満株式			
発行済株式総数	662,405		
総株主の議決権		513,982	

(注) 平成25年9月1日付で普通株式1株を100株に株式分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用しておりますが、記載数値には当該株式分割及び単元株制度を反映しておりません。

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株吉野家ホールディングス	東京都北区赤羽南 1-20-1	148,423		148,423	22.41
計		148,423		148,423	22.41

(注) 平成25年9月1日付で普通株式1株を100株に株式分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用しておりますが、記載数値には当該株式分割及び単元株制度を反映しておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	グループ開発本部長	鈴木 康彦	平成25年8月31日

(3) 役職の異動

役員の氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
河村 泰貴	代表取締役社長 (兼)株式会社吉野家インターナショナル 代表取締役社長 (兼)株式会社ピーターパンコモコ取締役 (兼)グループアカデミー 学長	代表取締役社長 (兼)株式会社ピーターパンコモコ取締役	平成25年6月1日
	代表取締役社長 (兼)株式会社吉野家インターナショナル 代表取締役社長 (兼)株式会社ピーターパンコモコ取締役 (兼)グループアカデミー 学長 (兼)ヨシノヤアメリカ・インク 取締役	代表取締役社長 (兼)株式会社吉野家インターナショナル 代表取締役社長 (兼)株式会社ピーターパンコモコ取締役 (兼)グループアカデミー 学長	平成25年8月27日
	代表取締役社長 (兼)株式会社吉野家インターナショナル 代表取締役社長 (兼)株式会社ピーターパンコモコ取締役 (兼)グループアカデミー 学長 (兼)ヨシノヤアメリカ・インク 取締役 (兼)株式会社吉野家取締役	代表取締役社長 (兼)株式会社吉野家インターナショナル 代表取締役社長 (兼)株式会社ピーターパンコモコ取締役 (兼)グループアカデミー 学長 (兼)ヨシノヤアメリカ・インク 取締役	平成25年9月1日
田中 柳介	取締役 グループアカデミー チーフコンサルタント	取締役 株式会社吉野家インターナショナル 代表取締役社長	平成25年6月1日

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年9月1日から平成25年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,244	18,564
受取手形及び売掛金	2,757	3,544
商品及び製品	2,388	3,022
仕掛品	52	47
原材料及び貯蔵品	2,147	2,384
その他	2,659	2,937
貸倒引当金	5	3
流動資産合計	24,242	30,497
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	25,354	25,616
その他(純額)	13,382	13,478
有形固定資産合計	38,737	39,094
無形固定資産		
のれん	1,685	1,505
その他	2,390	2,063
無形固定資産合計	4,076	3,569
投資その他の資産		
投資有価証券	999	1,075
差入保証金	15,440	15,238
繰延税金資産	1,037	817
その他	7,006	6,815
貸倒引当金	202	181
投資その他の資産合計	24,282	23,764
固定資産合計	67,095	66,428
資産合計	91,338	96,926

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,116	5,696
短期借入金	11,630	17,255
1年内返済予定の長期借入金	5,235	5,180
リース債務	800	614
未払法人税等	382	632
賞与引当金	1,212	680
役員賞与引当金	116	85
株主優待引当金	206	349
資産除去債務	19	16
その他	7,394	9,907
流動負債合計	31,115	40,418
固定負債		
社債	750	750
長期借入金	9,534	7,440
リース債務	1,091	1,127
退職給付引当金	591	613
資産除去債務	2,363	2,357
その他	2,501	1,939
固定負債合計	16,832	14,228
負債合計	47,948	54,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,265	10,265
資本剰余金	11,139	11,139
利益剰余金	41,105	39,801
自己株式	18,089	18,089
株主資本合計	44,421	43,116
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4	2
為替換算調整勘定	1,701	1,469
その他の包括利益累計額合計	1,706	1,472
少数株主持分	675	634
純資産合計	43,390	42,278
負債純資産合計	91,338	96,926

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
売上高	120,809	127,663
売上原価	43,241	48,165
売上総利益	77,567	79,497
販売費及び一般管理費	76,365	79,146
営業利益	1,202	351
営業外収益		
受取利息	34	33
受取配当金	47	206
賃貸収入	331	286
持分法による投資利益	108	55
雑収入	582	699
営業外収益合計	1,104	1,281
営業外費用		
支払利息	303	270
賃貸費用	266	206
雑損失	120	129
営業外費用合計	690	606
経常利益	1,615	1,026
特別損失		
減損損失	654	453
契約解約損	48	56
特別損失合計	702	510
税金等調整前四半期純利益	913	515
法人税、住民税及び事業税	1,273	985
法人税等調整額	64	106
法人税等合計	1,209	878
少数株主損益調整前四半期純損失()	296	363
少数株主損失()	24	86
四半期純損失()	271	276

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	296	363
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	1
為替換算調整勘定	10	277
その他の包括利益合計	7	279
四半期包括利益	288	83
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	266	42
少数株主に係る四半期包括利益	22	40

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
減価償却費	4,231百万円	4,064百万円
のれんの償却額	127 "	192 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月29日 定時株主総会	普通株式	513	1,000	平成24年2月29日	平成24年5月30日	利益剰余金
平成24年10月5日 取締役会	普通株式	513	1,000	平成24年8月31日	平成24年11月12日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月29日 定時株主総会	普通株式	513	1,000	平成25年2月28日	平成25年5月30日	利益剰余金
平成25年10月10日 取締役会	普通株式	513	1,000	平成25年8月31日	平成25年11月11日	利益剰余金

(注)平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	国内 吉野家	海外 吉野家	京樽	どん	はなまる	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	63,764	7,418	18,084	15,151	12,356	116,775	4,033	120,809		120,809
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,124		4	50		1,179	358	1,537	1,537	
計	64,888	7,418	18,088	15,202	12,356	117,954	4,391	122,346	1,537	120,809
セグメント利益 又は損失()	2,008	125	39	31	745	2,807	36	2,770	1,568	1,202

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社5社を含んでおりま
す。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,568百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用
1,712百万円、セグメント間取引消去202百万円、及びのれんの償却額 59百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	国内 吉野家	海外 吉野家	京樽	どん	はなまる	計				
売上高										
外部顧客へ の 売上高	67,249	9,262	17,476	16,284	13,581	123,855	3,808	127,663		127,663
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	804		62	45		912	309	1,222	1,222	
計	68,053	9,262	17,538	16,330	13,581	124,767	4,118	128,886	1,222	127,663
セグメント利益 又は損失()	1,313	199	98	149	556	2,120	49	2,170	1,818	351

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社5社を含んでおりま
す。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,818百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用
1,870百万円、セグメント間取引消去165百万円、及びのれんの償却額 113百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの利益又は損失の測定方法の変更)

当第3四半期連結会計期間より、当社グループ内における取締役の兼務状況を見直したことに伴い、各事業セグメント間の比較可能性を高める目的で、(株)吉野家、(株)吉野家インターナショナル及びヨシノヤアメリカ・インクから当社へのロイヤリティの配分方法を、全社セグメントに配分する方法から国内吉野家及び海外吉野家セグメントへ配分する方法に見直し、当社の取締役会に提供する各事業セグメントの損益の測定方法を変更しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益が、それぞれ国内吉野家で713百万円、海外吉野家で342百万円増加しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント利益又は損失においても、変更後の測定方法に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	5円29銭	5円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	271	276
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	271	276
普通株式の期中平均株式数(株)	51,394,600	51,394,600

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

2 【その他】

第57期(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで)中間配当については、平成25年10月10日開催の取締役会において、平成25年8月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	513百万円
1株当たりの金額	1,000円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年11月11日

- (注) 1株当たり配当額については、基準日が平成25年8月31日であるため、平成25年9月1日付の株式分割(1:100)は加味しておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年1月7日

株式会社吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	野	満	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藤	武	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	出	雲	栄	一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社吉野家ホールディングスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年9月1日から平成25年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。

四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「セグメント情報等」に記載されているとおり、会社は各事業セグメントの損益の測定方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。